

# 緊急時安否確認事業をわかりやすく「かぎ預かり」と言っています

## 1. なぜ、鍵を預けるの？

近所にお住いの方の異変、例えば「10日ほど前から姿を見かけないし、洗濯物も干しっぱなしになっている…。様子がおかしい、大丈夫かしら…。でも、鍵がかかっているので、家に入って確認はできないし…」のように、近隣の人たちが異変を感じて心配しても、鍵がかかっている場合は、すぐに家の中に入り、元気にされているかどうか確認することはできません。その結果、発見が遅れたり孤立死という不幸な事故につながる場合も出てきます。

「かぎ預かり」は、このような不幸な事故を未然に防ぐことをに目的に、社会福祉協議会・地区福祉委員会、民生委員児童委員と町内協力施設（のせの里、祥雲館）が協働して取り組んでいます。

## 2. 「かぎ預かり」の仕組みは？

社会福祉協議会が「かぎ預かり」の利用申込みを受付け、そのお宅の玄関等の鍵を協力施設で預かってもらい、鍵を預かったお宅に異変があり様子がおかしいと思われる時には、協力員が協力施設に行き預けられた鍵を受け取り、そのお宅を開錠し警察とともに、安否確認を行うという仕組みです。

※ 協力員は、主に地区福祉委員、民生委員児童委員にお願いしています。

## 3. 誰が利用できるの？ 利用料は？

「かぎ預かり」を利用できる方は、原則65歳以上のひとり暮らしの方です。強制ではありませんので、ご自分の身体状況、家族・親類の状況等からご自身で判断して利用の申込みをしてください。利用料は無料です。

## 4. 鍵を預けるまでの手続きは？ 預けた鍵はどこで保管され、どう使われるの？

- ① 利用の申込みがあると、社協職員と協力員（2名）がお宅に伺って、申込み書類を作成するとともに、鍵を封印し預かります。
- ② 社協は預かった鍵を、24時間職員が対応している協力施設に預けます。
- ③ 利用者に異変があると判断された時は、警察に連絡するとともに、協力員は協力施設に連絡し鍵を受け取りに行きます。
- ④ 協力員は受け取った鍵で開錠し、警察が家屋内に入り安否を確認します。
- ⑤ 使用された鍵は、協力員から社協に戻され、再び封印されて協力施設で保管されます。

## 5. 利用に当たって、承諾することはあるの？ 心がけることは？

### 【同意事項】

鍵を使って家屋内に入るとき、その場で本人の「同意」を得ることはできません。そこで、

お申し込みの際に、次の件に関して必ずあらかじめ同意して頂くことが必要です。

- (1) 誰がこの「かぎ預かり」を利用されているかを知っておく必要のある豊能警察署、協力施設、豊能町保健福祉部健康増進課、ケアマネジャーなどに利用者名を知らせることに同意して頂きます。
- (2) 「かぎ預かり」では思わぬ事態も想定されます。例えば①緊急時安否確認の際に、利用者宅の器物を誤って破損した、②緊急時と判断し家屋内に入ったが緊急時ではなかったなどです。このような場合、実施に関わった機関・個人は責任を負わないことに同意して頂きます。
- (3) 利用者のお宅の部屋の灯りが夜になっても点かないなどを「緊急時の目安」とすることに同意して頂きます。

※ 詳しい「同意事項」は、社会福祉協議会にお問い合わせください。

**【心がけて頂きたい事項】**

- (4) 3日以上、旅行などで家を空けられるときは、協力員や民生委員児童委員等に、留守にすることを伝えてください。家を空けられることが事前にわかっている場合は、緊急時と勘違いして安否確認にお宅に入るといった間違いをしないで済みます。

